

【よくあるご質問】

○吸引の長さや吸引圧

口腔内は咽頭手前まで、鼻腔内は硬齶腔内まで、吸引圧は20～40KPaです。気管切開部からの吸引は、気管カニューレがある方のみ実施でき、気管カニューレ内の吸引で吸引圧は、20～23KPaです。

これ以外の必要がある場合は、主治医と相談の上決めます。

○昼の経管栄養

給食時間に経管栄養を行いますので、1時間程度での実施です。給食ペーストのショット注入を行う場合は、衛生上13時20分までには終わるようにしています。全ての食材を混ぜ合わせて注入することを御了承ください。

○酸素療法

酸素の流量調整は行っていません。

○吸入

生理食塩水や薬液の吸入を行っています。薬液については定時以外の吸入はできません。

○保護者の付添い

学校での医療的ケアが実施されるまでは、保護者による医療的ケアをお願いしています。付添いの期間や場所は、お子様の健康状態や医療的ケアの内容や頻度により異なります。日帰りの校外行事は、原則として看護士や教員で医療的ケアを実施しますが、お子様の体調等によっては、送迎や付添いをお願いする場合があります。宿泊行事の実施において、学校は、夕方から夜間の健康状態を把握していないため、15:00～9:00は保護者の方に医療的ケアをお願いしています。修学旅行は、終日保護者の方に医療的ケアをお願いしています。

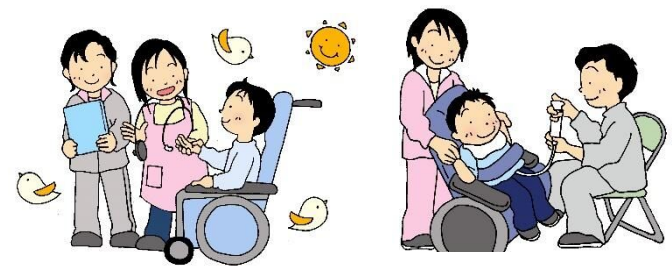
○スクールバス乗車

日常的に吸引が必要な方はスクールバスにはご乗車いただけないなど、規定があります。



岡山県立早島支援学校における 医療的ケア

～安全で適切な医療的ケアの実施をするために～



【時間割】

(小学部1年生 例)



	月	火	水	木	金
8:40～9:40	登校・受け入れ・朝の会・学習・医療的ケア				
9:40～10:00	学習				
10:00～10:45	学習・医療的ケア				
10:45～11:30	学習				
11:30～13:30	給食・昼休み（学習・医療的ケア）				
13:30～14:00	学習				
14:00～14:20	下校準備・帰りの会・医療的ケア・下校				

●入学・転学相談

お住まいの市町村教育委員会にご連絡ください。

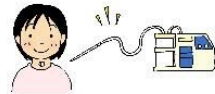
●教育相談

本校窓口は副校長です。詳しくは電話でお問い合わせください。

住所：〒701-0304 岡山県都窪郡早島町早島 4063
TEL：(086) 482-2131 FAX：(086) 482-2130

令和6年 4月
岡山県立早島支援学校

本校における医療的ケア



本校における医療的ケアは「岡山県立特別支援学校における医療的ケアの手引き」に基づいて実施しています。

医師が不在の学校において安心して学ぶことができるように、校長が安全に実施することができるかと判断した医療的ケア（日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為）を行います。

主治医の指示書と学校医・医療的ケア指導医の指導・助言に基づき、手順書を作成し、看護師や教員が必要な研修を重ね、保護者との連携の下、安全かつ適切に行います。

注）学校看護師と担当教員では、実施可能なケアは異なります。



〈日常的ケア〉

○痰等の吸引

口腔内（咽頭手前）鼻腔内（嗅覚腔分）及び気管切開部（気管力ニューレカが必要）からの電動吸引器による吸引

○経管栄養

留置されている栄養チューブから栄養剤等を鼻腔経管、胃ろう、腸ろうにより注入

○導尿

カテーテルによる導尿

○その他

気管切開部の管理、胃ろう部の管理、常時酸素管理、人工呼吸器の管理、定時の吸入等、学校生活を送る上で必要不可欠なもの



〈応急的ケア〉

特定の児童に緊急時に行う酸素吸入、血糖値測定など

学校で医療的ケアをするのはなぜ？



医療的ケアの必要なお子様は、学校において医療的ケアを受けることにより、健康状態が保たれやすくなり、より快適な状態で学習をすることができるようになります。学校での医療的ケアは、教育の充実を図るために行います。

同時に、自分の健康状態を考えたり、伝えたりする機会が増えることにより、教職員との人間関係やコミュニケーションが広がったり、意欲の向上につながったりする教育的な意義もあります。

学校での医療的ケアが実施されるまで（新入生の例）

入学前

就学相談

- ・本人・保護者は、学校見学や体験をする
- ・保護者は、健康状態や医療的ケアの概要を学校に説明する
- ・療育機関等は、学校に情報提供をする

入学

準備期間

医療的ケアの申請

- ・保護者は、学校に医療的ケアの説明と学校での医療的ケア実施に向けた相談をする
- ・保護者は、主治医に指示書作成の依頼をする

医療的ケア実施に向けた準備

- ・本人は、学校生活に慣れる、安定して登校する
- ・学校と保護者は、学校生活に合わせた医療的ケアの調整をする
- ・保護者は、健康状態や医療的ケア手技の学校への引き継ぎをする
- ・学校は、主治医からの指示を基に実施手順書を作成する

医療的ケアの開始

連携

日々の連携

- ・学校と保護者は、日々の健康状態や医療的ケアの連絡をし合う（健康管理連絡表）
- ・保護者は、緊急時の連絡、送迎、必要時の付添い（体調不良時、宿白行事等）などの協力をする
- ・学校は、医療的ケア実施状況を報告する（岡山県教育委員会、主治医）

【保護者の方へお願い】

学校では、お子様が安心して看護師や教員に医療的ケアを任せられることができる関係づくりを大切にしています。保護者の方には、学校における医療的ケアが実施されるまでの間、付添いをお願いしています。その間に、お子様の学校生活の中での健康状態の変化やサイン、対応を教えてください。できる限り、手技の統一をお願いしています。学校生活が安心して送れるように医療的ケアの手技や方法を相談させていただくこともあります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

